

県営住宅入居者の地位の承継承認手続きについて

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例第 20 条に規定する入居者の地位の承継承認手続きについて次のとおり定める。

承継承認手続き

- 1 入居者の地位の承継の承認を申請しようとする者は、県営住宅承継承認申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 入居者の地位の承継を承認した者については、県営住宅承継承認書を交付する。

【参考】

承認基準

- 1 名義人が死亡し、又は離婚若しくは結婚により退去した場合において、その死亡時又は退去時に名義人と同居していた者のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、知事の承継承認を受けて引き続き県営住宅に居住することができる。
 - (1) 配偶者
 - (2) 60 歳以上の高齢者
 - (3) 障害者で次に掲げる者
 - ① 身体障害者（身体障害者手帳の交付者で障害の程度が 1 級から 4 級までのもの）
 - ② 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付者で障害の程度が 1 級から 3 級までのもの）
 - ③ 知的障害者（療育手帳の交付者で障害の程度が A、B 1、B 2 のもの）
 - (4) その他住宅を退去した場合に住宅の確保が困難と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、承継承認をしない。ただし、承継承認を受けようとする者又はその他の同居者が病気にかかっていることその他特別な事情により承継が必要であると認めるときはこの限りでない。
 - (1) 承継承認を受けようとする者が名義人と同居していた期間が 1 年に満たない場合（承継承認を受けようとする者が名義人の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く）
 - (2) 承継承認を受けようとする者に係る承継承認の後における収入が政令第 9 条第 1 項に規定する金額を超える場合
 - (3) 承継承認を受けようとする者が期間限定により同居承認を受けている場合
 - (4) 名義人が条例第 47 条第 1 項に規定する県営住宅の明け渡し事由のいずれかに該当する者であった場合